

調達ガイドライン

はじめに

パーク24グループは「時代に応える、時代を先取る快適さを実現する。」というグループ理念のもと、社会の持続的発展に向けた事業活動に取り組んでいます。

当社グループは、お取引先様と連携して人権や環境などに関する社会課題に対応するため、また持続可能な調達活動を行うための取り組みを強化しており、パーク24グループのグループ理念、グループ行動規範、サステナビリティ方針における環境方針・人権方針・腐敗防止方針・調達方針を上位概念とし、本ガイドラインを制定いたしました。

お取引先様におかれましては、自社のサプライチェーンへの活動も含めて、本ガイドラインを参考に積極的に持続可能な調達活動を推進いただきますよう、お願い申し上げます。

1、公正・公平

1-1：汚職・腐敗の禁止

強要や贈収賄を含むあらゆる形態の汚職・腐敗行為を行わず、それら行為の温床となる贈収賄、汚職、不適切な利益の供与・受領・強要、横領を行いません。

1-2：公正な事業活動

事業活動においては現地法令のみならず各地域の文化や慣習を尊重し、誠実で公正な事業活動を行うことに努めます。

1-3：知的財産権の保護

第三者の知的財産を尊重し、侵害するような行為は行いません。

1-4：内部通報制度、通報者の保護制度の構築・維持

法令違反や不正などのおそれがある行為を通報する制度および通報した者を保護する仕組みの構築・維持に努めます。

1-5：反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

1-6：紛争鉱物の使用禁止

紛争鉱物を使用した製品を製造しないよう、原材料の管理に努めます。

また、紛争鉱物の調査・情報開示にご協力をお願いします。紛争鉱物とはタンタル、スズ、タングステン、金など、コンゴ民主共和国またはその隣接国で産出し、同地域の武装勢力の資金源となっている鉱物のことです。

2、人権・労働

2-1：差別・ハラスメントの禁止

従業員に対し、人種、民族、国籍、出身地、社会的身分、性別、婚姻の有無、年齢、障がいの有無、宗教、思想・信条、性的指向・性自認および職種や雇用形態の違い等による不合理な差別、ハラスメント等の行為は行いません。

2-2：児童労働と強制労働の禁止

各地域の雇用関係法令を遵守するとともに、就業の最低年齢に満たない児童労働や労働者の意に反するあらゆる形態の強制労働をさせません。

2-3：労働時間および賃金

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇の適切な管理に努めるとともに、法定基準を満たす賃金を支払い、不当な減額を行いません。

2-4：結社の自由、団体交渉権および団体行動権の尊重

従業員が法令に従って自由に結社を組織し、団体交渉および団体行動を行う権利を尊重します。

3、安全衛生

3-1：従業員の保護

身体に負担の掛かる作業および環境を特定し、労働災害、労働疾病を防ぐ安全な職場環境を整備します。

3-2：従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行い、従業員の疾病の予防と早期発見に努めます。

4、環境

4-1：環境関連法規の遵守

地球環境保全の重要性を認識し、環境関連法令（土壌、大気、および水の汚染の管理）を遵守すると共に、環境に対して責任ある事業活動を行うよう努めます。

4-2：気候変動リスクの低減

気候変動リスクを低減させるため、温室効果ガス排出削減、省エネルギーおよび省資源化に努めます。

4-3：廃棄物の管理

廃棄物を適切に管理するとともに、発生抑制・再利用・再資源化による削減に努めます。

4-4：水の管理

水の効率的な使用および使用量削減に努め、取水、排水を適切に管理し、環境負荷の低減に努めます。

4-5：有害物質の管理

人体や環境に対して悪影響をもたらす化学物質の適切な管理と処理および排出抑制に努めます。

4-6：生物多様性の尊重

生物多様性に配慮し、影響を与える可能性のある場合は関連する法令を遵守して適切に対処します。

5、事業継続

5-1：事業継続への取り組み

自然災害や事故などの緊急時にも、事業を途切れずに継続し、仮に途切れたとしても早期復旧の実現に努めます。

6、情報セキュリティ

6-1：機密情報・個人情報の保護

自社が保有しあるいは取引を行ううえで知り得た機密情報および個人情報を適切に取り扱います。

6-2：コンピューターネットワーク上の脅威に対する防御

情報管理の基礎となる情報セキュリティの確保に努め、コンピューターネットワーク上の脅威に対して、防御策を講じて自社および他社に対して被害を与えないよう適切に管理します。

7、製品・サービスの安全・品質

7-1：安全性の確保

供給する製品やサービスが、地域毎に法令などで定める安全基準を満たすため、十分な安全性を確保できる仕組みの構築、運用に努めます。

7-2：品質管理と品質保証

適切な品質管理、品質保証体制の構築に努め、顧客との合意に基づく品質水準を遵守します。

以上

2022年2月15日 制定

付則（内規）

1、定義

調達ガイドラインにおいて、「調達先」とは、当社グループ各社から支払いを行っている法人格を有する取引先とする。

2、調達ガイドラインの適用範囲

当社グループにおける物品および役務の調達先とする。

ただし、以下の取引先は本ガイドラインの適用範囲外とする。

- ・ 個人の土地および施設オーナー（法人格ではないため）
- ・ 法人の土地および施設オーナー（今後調達ガイドラインの対象としていく可能性はあるが、事業活動への影響を鑑み当社グループ各社と調整後検討）
- ・ 販売先（本ガイドラインの適用範囲は原則調達先であるため）
- ・ 海外の調達先（必要に応じて検討）

以上